

『適切な賠償額を勝ち取る 交通事故案件対応のベストプラクティス』 お詫びと訂正

本書におきまして、以下のように誤りがございました。お詫び申し上げますとともに、次のとおり訂正いたします。

中央経済社

該当箇所	誤	正
P127 上から2行目	……セカンドオピニオンとして専門 <u>委員</u> を受診する… …	……セカンドオピニオンとして専門 <u>医院(病院)</u> を受診する……